

令和元年度 施設指導監査結果

施設名	種別	実施日	文書指摘の概要	根拠法令等	改善状況
横須賀グリーンヒルケアハウス	軽費老人ホーム	令和元年10月17日	届出が必要な事項について適切な届出がされていないため、速やかに変更の届出をすること。	社会福祉法	改善済
			運営規程を作成していなかったため、運営規程を速やかに作成し、作成した運営規程を当施設の見やすい場所に掲示すること。	軽費老人ホームの設備等に関する基準を定める条例第2条の規定によりその例によることとされた軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準	改善済
			入所者に提供するサービスに関する計画を作成していなかったため、今後は作成すること。	軽費老人ホームの設備等に関する基準を定める条例第2条の規定によりその例によることとされた軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準	改善予定
			基準を満たした重要事項説明書を作成し、当施設の見やすい場所に掲示すること。 また、入所者へ未交付のものについては速やかに交付すること。	軽費老人ホームの設備等に関する基準を定める条例第2条の規定によりその例によることとされた軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準	改善済
			身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の3月に1回以上の開催とその結果の職員等への周知徹底、身体的拘束等の適正化のための指針を整備及び身体的拘束等の適正化のための研修を職員等へ定期的に実施すること。	軽費老人ホームの設備等に関する基準を定める条例第2条の規定によりその例によることとされた軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準	改善予定
			感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の3月に1回以上の開催とその結果の職員等への周知徹底及び感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を職員等へ定期的に実施すること。	軽費老人ホームの設備等に関する基準を定める条例第2条の規定によりその例によることとされた軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準	改善予定
			事故発生の防止のための指針の整備、事故発生の防止のための委員会の開催及び職員に対する研修を定期的に行うこと。 未報告の事故について、事故報告書を提出すること。	軽費老人ホームの設備等に関する基準を定める条例第2条の規定によりその例によることとされた軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準	改善予定

※指導監査結果の「改善状況」は、法人から提出のあった報告書から確認したものです。